

訪問看護事業重要事項説明書

(医療保険)

利用者: _____ 様

事業者:株式会社SOIN

ソワン訪問看護ステーション

この「訪問看護事業重要事項説明書」は、株式会社SOIN(以下「事業者」という。)とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、訪問看護事業の人員及び運営に関する基準に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容について、事業者が説明し同意を得るものです。

1. 訪問看護事業を提供する事業者

事業者名称	株式会社SOIN
代表者氏名	代表取締役 金澤 大輔
所在地 連絡先	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番 1 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト 20 階 電話:047-401-9971 FAX:047-401-9972
設立年月日	平成 23 年 3 月 1 日

2. 訪問看護事業を担当する事業所

事業所名称	ソワン訪問看護ステーション 訪問看護ステーションコード(0191734)
事業所所在地 連絡先	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番 1 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト 20 階 電話:050-1871-3311 FAX:050-1871-3312
事業所管理者	板倉 清香
事業実施地域	千葉市花見川区、千葉市美浜区、千葉市稲毛区、鎌ヶ谷市 柏市、八千代市(その他の地域は応相談)
その他指定	指定居宅サービス事業者(訪問看護) 指定介護予防サービス事業者(介護予防訪問看護) 生活保護法指定医療機関 被爆者一般疾病医療機関 指定自立支援医療機関(精神通院医療) 難病指定医療機関 子供医療費助成指定医療機関 指定小児慢性特定疾病医療機関

※その他指定については追加・廃止になる場合があります。

3. 事業の目的

事業者の看護職員等は、疾病または負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治の医師(以下「主治医」という。)が必要と認めた者に対し、適切な在宅生活を送るための支援を提供することを目的とします。

4. 事業の運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとします。

5. 事業所窓口の営業日、営業時間等

営業日	月曜日から金曜日(ただし、祝日、12月31日から1月3日までを除く。)
営業時間	午前9時00分から午後5時30分まで
サービス提供日	営業日に同じ ※ただし、特別な事情により必要と認めた場合は休業日にも行う。
サービス提供時間	午前9時00分から午後5時30分まで

6. 事業所の職員体制

区分	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者 (看護師)	1名		1名	管 理 総 括
看護師	15名	73名	88名	訪 問 看 護
准看護師	2名	18名	20名	訪 問 看 護
理学療法士	1名		1名	訪問リハビリ
作業療法士	1名	2名	3名	訪問リハビリ
言語聴覚士	1名		1名	訪問リハビリ

※ 看護職員＝看護師と准看護師

(2025.8.1 現在)

7. 訪問看護サービスの内容

- (1) 病状の観察(病気や障がいの状態、血圧・体温・脈拍などのチェックをし、異常の早期発見)
- (2) 在宅療養のお世話(身体の清拭、洗髪、入浴介助、食事や排泄などの介助・指導)
- (3) 薬の相談・指導(薬の作用・副作用の説明、飲み方の指導、残薬の確認など)
- (4) 医師の指示による医療処置(点滴、カテーテル管理(胃ろう、尿留置カテーテルなど)、インシュリン注射など)
- (5) 医療機器の管理(在宅酸素、人工呼吸器などの管理)
- (6) 床ずれ予防・処置(床ずれ防止の工夫や指導、床ずれの手当て)
- (7) 認知症・精神疾患のケア(利用者のご家族の相談、対応方法の助言など)

- (8) 介護予防(健康管理、低栄養や運動機能低下を防ぐアドバイスなど)
- (9) 家族等への介護支援・相談(介護方法の助言、病気や介護の不安の相談など)
- (10) 在宅でのリハビリテーション(拘縮予防や機能の回復、嚥下機能訓練など)
- (11) ターミナルケア(がん末期や終末期を自宅で過ごせるよう支援)
- (12) その他

- ※1 サービス当日に利用者の心身状態に何らかの問題がある場合などは、サービスを変更または中止する場合があります。その場合は家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ※2 理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものです。実施にあたっては、少なくとも概ね3ヶ月に1回程度は事業所の看護師による訪問により、利用者の状態の適切な評価を行う必要があります。

8. 職員の禁止行為

- (1) 利用者またはその家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者またはその家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者以外に対するサービス提供
- (4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙および飲食
- (5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。)
- (6) 利用者またはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

9. ご利用料金等の請求および支払い方法について

ご利用料金その他の費用の 請求方法等	利用料、利用者負担額およびその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに利用者あてにお届け(郵送)します。
お支払い方法等	サービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の27日までに、下記の方法によりお支払い下さい。 ・利用者指定口座からの自動振替 (その他支払方法をご希望の際はご相談ください。) お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しいたしますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

10.訪問看護サービスの提供を開始するまでの流れ

- (1) 訪問看護サービスの利用をご希望される場合、訪問看護サービス利用申請書に必要事項をご記入の上、事業者へ提出してください。（※被保険者証の記載内容を確認させていただきます。）
- (2) 事業者と訪問看護サービスの契約を取り交わします。契約書は大切に保管してください。
- (3) 契約の締結後、看護師は、主治医から交付された指示書および利用者やその家族の意向などを踏まえて、訪問看護計画書を作成します。なお、作成した訪問看護計画書は、利用者またはその家族にその内容を説明しますので、ご確認ください。
- (4) 訪問看護計画書の内容に同意をしていただきましたら、その計画に基づいてサービスが開始されます。なお、この計画書は2通作成し、利用者と事業者、各自1通ずつ保有します。

11. 身分証明書の携行

看護職員等は、常に身分証明書を携行し、利用者またはその家族などから提示を求められた場合は、いつでも提示します。

12. 虐待の防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対して虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (2) 成年後見制度に関する情報の提供を行います。
- (3) サービス提供中に、職員または養護者(利用者のご家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報します。

13. 緊急時・事故発生時における対応方法

利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

ただし、当該損害について事業者に過失がない場合はこの限りではありません。

なお、事業者は、次の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	対人・対物・管理財物賠償補償その他事業者が法律上の賠償責任を負った場合の補償

14. 非常災害時の対応

利用者の居住区域において、訪問できない何らかの災害が発生した場合は、連絡手段が確保されている場合を除いては、予定されている訪問を急遽、取り止める場合があります。その場合、連絡手段が確保できた時点で連絡を入れることにいたします。

15. 秘密保持および個人情報保護

(1)利用者およびその家族に関する秘密保持について

- ・事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が制定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ・事業者および事業者の職員は、サービス提供にあたって知り得た利用者またはその家族の秘密および個人情報について、正当な理由がない限り、契約中および契約終了後においても、第三者に漏らしません。
- ・事業者は、職員に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

(2)個人情報の保護について

①個人情報の使用目的について

事業者は、以下の利用目的で、利用者の個人情報について使用することがあります。

- ・利用者に対する適切な訪問看護サービスを提供するため
- ・請求業務、会計・経理などの管理業務を行うため
- ・法令・行政上の業務への対応のため
- ・保険請求業務のため
- ・家族への病状説明などのため
- ・電子カルテなどの診療情報の相互提供および情報共有のため

以上の目的以外で利用者の個人情報を使用する場合は、利用者またはその家族に個別理由を説明し同意を得たうえで行うことといたします。

②個人情報の第三者提供について

利用者の個人情報は、あらかじめ利用者の同意をいただくことなく、第三者に提供することはありません。

ただし、以下の使用目的に該当する場合は、利用者から特に申し出がない限り、訪問看護サービスを提供するための通常業務として、必要な範囲において利用者の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ・主治医への報告、指示・助言を求める場合
- ・ケアマネジャー・介護保険事業者との連携、照会への回答
- ・国保連合会・社会保険事務局への保険請求、照会への回答
- ・行政・外部監査機関による指導・監査対応のための情報提供

(3)個人情報の開示・訂正・削除・その他のお問い合わせについて

事業者が管理する個人情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、使用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。なお、個人情報の開示・訂正・削除を希望される場合は、第17項に記載のあったかホーム訪問看護リハビリステーションまでご連絡ください。

16. 居宅介護支援事業者等との連携

指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者および医療・福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

17. 相談、苦情対応の体制と手順

- (1) 利用者またはご家族からの相談、苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (2) 相談、苦情があった場合、対応者はしっかりとお話を聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握や事実確認に努めます。
- (3) 対応者は速やかに管理者に状況等の報告を行い、利用者またはご家族の立場に立った適切な対処方法を検討します。
- (4) 最終的な対処方法などは必ず利用者またはご家族へ報告します。
- (5) 内容については真摯に受け止め、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みに従業者全員で検討します。

なお、相談、苦情の窓口は以下の通りです。

【事業所】 ソワン訪問看護ステーション	所在地:千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番1 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト20階 受付時間:営業日の午前9時から午後5時30分まで 電話番号:050-1871-3311 FAX 番号:050-1871-3312 担当:板倉 清香(管理者)
【事業者】 株式会社SOIN	所在地:千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番1 受付時間:営業日の午前9時から午後5時30分まで 電話番号:047-401-9971 FAX 番号:047-401-9972
【公的団体の窓口】 千葉市保健福祉局高齢障害部 介護保険事業課	所在地:千葉市中央区千葉港1番1号 受付時間:営業日の午前9時から午後4時半まで 電話番号:043-254-5062

18. 訪問看護サービスの利用料について

(1)利用料について

(基本療養費＋管理療養費＋加算分) × 負担割合となります。法令により、利用料の 10 円未満は四捨五入となります。特別受給者証等の利用は各自治体により自己負担額が変わります。

保 険 内	基本療養費＋管理療養費		料金	1 割負担	2割負担	3割負担
	1 日目 ; 5,550＋7,670 准看護師 ; 5,050＋7,670		13,220	1,320	2,640	3,970
	週3日目まで ; 5,550＋2,500 准看護師 ; 5,050＋2,500		8,050	810	1,610	2,420
	4 日目以降 ; 6,550＋2,500 准看護師 ; 6,050＋2,500		9,050	910	1,810	2,720
	加 算					
	24 時間対応体制加算 1 月につき		6,800	680	1,360	2,040
	特別管理加算Ⅰ 1 月につき 注 1		5000	500	1000	1500
	特別管理加算Ⅱ 1 月につき 注 2		2500	250	500	750
	退院時共同指導加算		8,000	800	1,600	2,400
	退院支援指導加算		6,000	600	1,200	1,800
	退院支援指導加算	1 回又は複数回の 合計が 90 分以上	8,400	840	1,680	2,520
	特別管理指導加算(退院時)		2,000	200	400	600
	夜間早朝訪問看護加算	18:00～22:00	2,100	210	420	630
		06:00～08:00	2,100	210	420	630
	深夜訪問看護加算	22:00～06:00	4,200	420	840	1,260
	長時間訪問看護加算	1 時間 30 分を 超えた場合	5,200	520	1,040	1,560
	難病等複数回訪問加算	2 回	4,500	450	900	1,350
		3 回以上	8,000	800	1,600	2,400
	複数名訪問看護加算 看護師等 注 3	看護師等	4,500	450	900	1,350
		准看護師	3,800	380	760	1,140
	複数名訪問看護加算 看護補助者 注 3	1 日 1 回	3,000	300	600	900
		1 日 2 回	6,000	600	1,200	1,800
		1 日 3 回以上	10,000	1,000	2,000	3,000
	在宅患者連携指導加算		3,000	300	600	900
	看護・介護職員連携強化加算		2,500	250	500	750
	緊急訪問看護加算 (診療所指示)	月 14 日目まで	2,650	265	530	795
		月 15 日目以降	2,000	200	400	600

	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000	200	400	600
	医療 DX 情報活用加算 1 月につき	50	5	10	15
保険内	その他	料金	1 割負担	2割負担	3割負担
	訪問看護情報提供療養費 市町村学校保険医療機関	1,500	150	300	450
	訪問看護ターミナルケア療養費	25,000	2,500	5,000	7,500
	訪問看護基本療養費(Ⅲ) 外泊中の訪問	8,500	850	1,700	2,550
保険外(税込)	土日祝日訪問 (1回につき)	3,000			
	エンゼルケア (エンゼルケアセット・実費)	20,000			
	保険サービス提供時間延長 (特別管理加算対象者以外)	9:00～17:30		左記時間帯以外	
	退院当日の訪問				
	入院中の外出・外泊時の訪問	15 分 2,000		15 分 3,000	
	冠婚葬祭・留守番延長滞在				
	医師到着までの待機				
	有料駐車場の利用料	実費			

※ 上記の基本利用料が改定された場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

注 1 特別管理加算Ⅰの対象になる方(別に厚生労働大臣が定める状態)

- ・在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態
- ・在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態
- ・在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態
- ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・気管カニューレを使用している状態
- ・留置カテーテルを使用している状態

注 2 特別管理加算Ⅱの対象になる方(別に厚生労働大臣が定める状態)

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理
- ・在宅血液透析指導管理
- ・在宅酸素療法指導管理
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- ・在宅自己導尿指導管理
- ・在宅人工呼吸指導管理
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- ・在宅自己疼痛管理指導管理

- ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を留置している状態
- ・真皮を超える褥瘡の状態
- ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

注3 複数名訪問が必要と判断した場合には使用させていただきますのでご了承ください。

(2) 通常の実施地域を越えて事業を行った場合

通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 通常の実施地域を越えた地点から1キロ毎に20円を加算
- ② 1時間30分を超えて訪問が必要な場合は、30分当たり2000円を徴収する。

なお、その場合は長時間訪問看護加算との併算定は行わない。

(3) キャンセル料について

利用直前にキャンセルした場合は、キャンセル料をいただきます。

ただし、容体の急変や入院など緊急でやむを得ない事情がある場合は請求しません。

利用日の前日17時30分までの連絡があった場合 ※前日が休業日の場合は当日9:00まで	請求なし
連絡がなかった場合(やむを得ない場合を除く)	2,000 円(税込)

(4) 有料駐車場の利用料について

居宅に駐車スペースがなく、管轄の警察署で路上駐車許可書の申請が認可されなかった場合、近隣の有料駐車場を利用します。その場合、月単位で実費の請求をさせていただきます。

上記の重要事項の同意を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

説明日 年 月 日

(事業者) 重要事項を利用者に説明し、利用者から重要事項および個人情報の使用について同意を得ました。

事業者	事業者名	株式会社 SOIN		
	代表者名	代表取締役 金澤 大輔		
	事業所名	ソワン訪問看護ステーション		
	所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番 1 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト 20 階		
	ステーションコード	0191734		
	説明者氏名			

(利用者・家族) 私は、この重要事項の説明を受け、同意し、サービスの利用を申し込みます。また、個人情報の使用について説明を受け、同意します。

利用者	住 所			
	氏 名			
	連絡先電話番号			
家族	住 所			
	氏 名		続柄	
	連絡先電話番号			

(代理人・署名代行者) 私は、利用者本人の重要事項および個人情報使用の同意の意思を確認の上、本人に代わり署名を行いました。

住 所			
氏 名		続柄	
連絡先電話番号			